

○国土交通省告示第千二百五十七号

航空法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第五十六号）の施行に伴い、無人航空機の飛行禁止空域等を定める告示等の一部を次のように改正する。

令和四年十二月十二日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

無人航空機の飛行禁止空域等を定める告示等の一部を改正する告示

（無人航空機の飛行禁止空域等を定める告示の一部改正）

第一条 無人航空機の飛行禁止空域等を定める告示（令和元年国土交通省告示第四百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>(航空法施行規則第二百三十六条の七十一第一項第一号の国土交通大臣が告示で定める空港等及び同号の国土交通大臣が告示で定める空域)</p> <p>第一条 航空法施行規則(以下「規則」という。)<u>第二百三十六条の七十一第一項第一号</u>の国土交通大臣が告示で定める空港等及び同号の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(規則<u>第二百三十六条の七十一第一項第三号</u>の国土交通大臣が告示で定める空域)</p> <p>第二条 規則<u>第二百三十六条の七十一第一項第三号</u>の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表に掲げる空域とする。</p> <p>(略)</p>
改正前	<p>(航空法施行規則<u>第二百三十六条第一号</u>の国土交通大臣が告示で定める空港等及び同号の国土交通大臣が告示で定める空域)</p> <p>第一条 航空法施行規則(以下「規則」という。)<u>第二百三十六条第一号</u>の国土交通大臣が告示で定める空港等及び同号の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(規則<u>第二百三十六条第三号</u>の国土交通大臣が告示で定める空域)</p> <p>第二条 規則<u>第二百三十六条第三号</u>の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表に掲げる空域とする。</p> <p>(略)</p>

（航空法施行規則第二百三十六条の十三に規定する国土交通大臣が告示で定める年を定める告示の一部改正）

第二条 航空法施行規則第二百三十六条の十三に規定する国土交通大臣が告示で定める年を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第千四百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>航空法施行規則第二百三十六条の七十二に規定する国土交通大臣が告示で定める年を定める告示</p> <p>航空法施行規則第二百三十六条の七十二の国土交通大臣が告示で定める年は、令和二年とする。</p>
改正前	<p>航空法施行規則第二百三十六条の十三に規定する国土交通大臣が告示で定める年を定める告示</p> <p>航空法施行規則第二百三十六条の十三の国土交通大臣が告示で定める年は、令和二年とする。</p>

（無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示の一部改正）

第三条 無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第千四百四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>1 航空法施行規則（以下「規則」という。）第二百三十六条の八十第 一項において準用する規則第九十四条第一項第七号の告示で定める 物質及び物件は、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示 （平成十三年国土交通省告示第九十四号）第一条の二各号に掲げる ものとする。</p> <p>2 規則第二百三十六条の八十第一項において準用する規則第九十四 条第一項第九号の告示で定める物件は、航空機による爆発物等の輸送 基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）別表 第1の品名の欄に掲げるもの（分類番号が9のものに限る。）とす る。</p>
改正前	<p>1 航空法施行規則（以下「規則」という。）第二百三十六条の第七第 一項において準用する規則第九十四条第一項第七号の告示で定める物 質及び物件は、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示 （平成十三年国土交通省告示第九十四号）第一条の二各号に掲げる ものとする。</p> <p>2 規則第二百三十六条の第七第一項において準用する規則第九十四条 第一項第九号の告示で定める物件は、航空機による爆発物等の輸送基 準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）別表第 1の品名の欄に掲げるもの（分類番号が9のものに限る。）とする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。